

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第5号

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例施行規則（平成17年亀山市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項本文中「第4条第1項前段」を「第7条第1項前段」に、「センター」を「亀山市関町北部ふれあい交流センター（以下「センター」という。）」に、「市長」を「条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同項ただし書及び同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第5条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「職員」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「第4条第1項後段」を「第7条第1項後段」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「市長」を「指定管理者」に、「第8条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の免除）

第7条 条例第13条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第2条第1項の規定による申請の際に、関町北部ふれあい

交流センター使用料免除申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

第9条第1項中「第11条ただし書」を「第14条ただし書」に、「とき」を「場合」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第3項を削り、同条を第8条とする。

第10条第9号中「職員の指示に従う」を「その他指定管理者が指示する」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「第14条」を「第17条」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

関町北部ふれあい交流センター使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市関町北部ふれあい交流センターの施設を使用したいので、亀山市関町北部ふれあい交流センター条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

使用日時	年 月 日		午前・午後	時	分から
			午前・午後	時	分から
使用責任者					
使用人数	人				
使用目的					
使用場所	イベントホール ・ 調理実習室 ・ 会議室 ・ 和室				
特別の設備	有（別紙のとおり） 無	施設の変更	有（別紙のとおり） 無	器具の持込み	有（別紙のとおり） 無
備考					

関町北部ふれあい交流センター使用許可書

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで申請のありました亀山市関町北部ふれあい交流センターの使用について、亀山市関町北部ふれあい交流センター条例第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日		午前・午後	時	分から
			午前・午後	時	分から
使用責任者					
使用人数	人				
使用目的					
使用場所	イベントホール ・ 調理実習室 ・ 会議室 ・ 和室				
使用料	円 ・ 免除				
特別の設備	有（別紙のとおり） 無	施設の変更	有（別紙のとおり） 無	器具の持込み	有（別紙のとおり） 無
備考					

関町北部ふれあい交流センター使用許可変更申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市関町北部ふれあい交流センターの使用許可を変更したいので、亀山市関町北部ふれあい交流センター条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請年月日	年 月 日	許可番号	号
変更内容			
変更理由			
変更前使用料	変更後使用料	還付・追徴金額	
円	円	円	
備考 1 変更前の使用許可書を添付すること。			

(注) 欄は記入しないでください。

様式第4号(第4条関係)

関町北部ふれあい交流センター使用変更許可書

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで申請のありました亀山市関町北部ふれあい交流センターの使用許可の変更について、亀山市関町北部ふれあい交流センター条例第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	号
変更内容			
変更理由			
変更前使用料	変更後使用料	還付・追徴金額	
円	円	円	
備考 1 本書は使用中必ず責任者が持参し、指定管理者から指示があれば提示してください。			

様式第5号(第5条関係)

受付番号 \_\_\_\_\_

関町北部ふれあい交流センター使用許可申請取下届

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例施行規則第5条の規定により、

年 月 日付け 関町北部ふれあい交流センター使用許可申請 は、  
関町北部ふれあい交流センター使用変更許可申請

使用許可書  
取り下げますので、 使用変更許可書 を添えて届け出ます。

様式第6号（第6条関係）

関町北部ふれあい交流センター使用許可取消通知  
・使用中止命令・使用許可事項変更通知書

年 月 日

様

指定管理者

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例第11条第1項の規定により、

使用の許可を取り消します。

次のとおり 使用の中止を命じます。

許可事項を変更します。

許可年月日		
許可番号		
取り消しの理由		
中止の理由		
許可事項の変更の内容	変更前	
	変更後	



様式第7号(第7条関係)

関町北部ふれあい交流センター使用料免除申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例施行規則第7条の規定により、次のとおり使用料の免除を申請します。

免除の理由	
-------	--

様式第 8 号(第 8 条関係)

関町北部ふれあい交流センター使用料還付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 団 体 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

亀山市関町北部ふれあい交流センター条例施行規則第 8 条の規定により、次のとおり使用料の還付を申請します。

許可年月日 (変更年月日)	年 月 日 ( 年 月 日)	許 可 番 号 (変更許可番号)	第 号 (第 号)
還付申請の理由	1. 災害その他使用者の責めに帰することのできない理由 による未使用(施行規則第 8 条第 1 項第 1 号に該当)		全 額
	2. 使用日の 15 日前までの使用申請の取下げ (施行規則第 8 条第 1 項第 2 号に該当)		半 額
	3. 使用の変更による使用料の超過既納付 (施行規則第 8 条第 1 項第 3 号に該当)		超 過 額
申 請 の 起 因 と なる 事 項	使 用 日 時	使 用 場 所	使 用 内 容
	年 月 日から 年 月 日まで		
	既 納 使 用 料	変 更 使 用 料	その他
	円	円	
使 用 料 還 付 申 請 額		円	

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。